

鎮西学院大学機関リポジトリ運用指針

制定日 平成 28 年 12 月 21 日

改正日 令和 3 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 鎮西学院大学（以下「本学」という。）は、教育研究活動によって生み出された学術研究成果物（以下「研究成果物」という。）を鎮西学院大学機関リポジトリ（以下「本リポジトリ」という。）に収集、電子的に蓄積・保存して、学内外に無償で公開することにより、本学の学術研究の振興及び社会貢献に寄与することを目的とする。

(管理と運用)

第 2 条 本リポジトリの管理と運用は、鎮西学院大学学術研究会議の承認の下、図書館が行う。

(登録できる対象者)

第 3 条 本リポジトリに、学術研究・教育成果物（以下「コンテンツ」という。）を登録できる者（以下「登録者」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 本学に教職員、学生として在籍、またはかつて在籍した者
- (2) 地域総合研究所研究員及び客員研究員
- (3) その他、特に学術研究会議で認めた者

(登録できるコンテンツ)

第 4 条 本リポジトリに登録できるコンテンツは、当面の間、以下の通りとする。また、登録者はコンテンツの提供を無償で行う。

- (1) 学術論文
 - 長崎ウエスレヤン大学現代社会学部紀要
 - 長崎ウエスレヤン大学地域総合研究所紀要
 - 鎮西学院大学現代社会学部紀要
 - 鎮西学院大学地域総合研究所紀要
- (2) その他、学術研究会議が適当と認めたもの

(著作権等)

第 5 条 本リポジトリに登録するにあたり、登録者は著作権者（登録者、共著者等を含む。）から、第 6 条に掲げる登録及び公開についての許諾を得ておかなければならない。

ただし、本学紀要に掲載された論文等については、本学に著作権が帰属しているため、自動的にリポジトリに登録公開する。

（研究成果物の登録及び公開）

第6条 研究成果物は著作権及び公開に関わる支障がないことを確認した上で、以下の方法によって登録し、公開するものとする。

- (1) 研究成果物を複製し、リポジトリを構築しているサーバーに格納する。
- (2) ネットワークを通じて不特定多数に無料で公開（配信）する。
- (3) 利用と保存のため、必要な複製や媒体変換を行う。

（登録の解除）

第7条 本リポジトリに登録された研究成果物が以下に掲げるいずれかに該当する場合は、学術研究会議の議を経て、研究成果物の公開を解除することができる。

- (1) 登録者が理由を付して公開の解除申請があった場合
- (2) 盗用又は剽窃による成果であること、または内容が著しく不適切であること
- (3) 上記以外の理由で、研究成果物が公開に不適切であると学術研究会議が認めた場合

（免責事項）

第8条 本リポジトリに登録された研究成果物の内容に関する責任は当該登録者が負うものとする。

- 2 登録された研究成果物を利用することによって生じた利用者、登録者または著作権者の損害については、本学、図書館及び学術研究会議は一切責任を負わないものとする。

（指針の改廃）

第9条 この指針の改廃は、学術研究会議の議を経て学長が行う。

附則

この指針は、平成28年12月21日から施行する。

附則

この指針は、令和3年4月1日から施行する。（注 校名変更に伴う改正）